

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年10月11日（平成28年（行個）諮問第153号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第7号）

事件名：本人に係る個人調査関係書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

個人調査関係書類に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月30日付け特定記号第176号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

審査請求人に対する更正処分が適法かつ適正なものであることを確認するため。このこととの衡量において、不開示理由が不当なため。

納税者の知る権利保護の観点からの審査を強く要請する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、審査請求人に係る個人調査関係書類を特定し、平成28年5月30日付け特定記号第176号により、別紙1に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、本件対象保有個人情報は税務職員の職員ID情報、調査対象者を選定する過程における着眼点、調査手法が具体的に記載されていると認められることから、法14条7号柱書き及び同号イの不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とした部分の開示を求めていること

から、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法14条7号柱書き及び同号イについて

法14条7号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定しており、同号イは国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件不開示部分について

ア 法14条7号イに該当するとした部分

(ア) 本件不開示部分のうち別紙2に掲げる部分については、既にその内容が審査請求人に明らかにされているものが含まれているため、当該部分を開示しても、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものとは認められない。

よって、別紙2に掲げる部分は、法14条7号イの不開示情報には該当しないことから、開示することが妥当である。

(イ) 別紙1において、処分庁が法14条7号イに該当するとした部分のうち、上記(ア)の別紙2に掲げる部分を除く部分には、審査請求人を調査対象として選定した理由、審査請求人の事業に関して国税当局が入手した内容、具体的な調査方針、調査方法等が詳細に記載されていると認められる。

税務調査は、国税当局の判断により適時に実施されるものであり、事業等を営む個人や法人に対する税務調査については、通常1回限りのものではなく、相当期間経過後に再度税務調査が行われることも十分に想定されるものである。

以上のことからすれば、本件不開示部分のうち別紙1において処分庁が法14条7号イに該当するとした部分（ただし、別紙2に掲げる部分を除く。）を審査請求人に開示した場合には、国税当局が行った税務調査の方法・深度・経過、国税当局が把握した非違の内容と当該非違事項に係る分析・検討等の結果を知り得ることとなり、自らの業務等に対する国税当局の認識の程度や、自らの課税処分に係る国税当局の分析・検討等の結果といった税務調査の手の内に関する情報を明らかにすることとなる。その結果、不正な手口により税の納付を免れようとする一部の納税者においては、今後の自らに対する税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧

妙化を図るなど租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

イ 法14条7号柱書きに該当するとした部分

本件不開示部分のうち、別紙1において処分庁が法14条7号柱書きに該当するとした部分は、税務職員の職員ID情報が個別具体的に記載されているところ、当該職員ID情報は、国税当局が管理する情報システム全般の情報セキュリティを確保する上で重要な情報の一つであり、当該職員ID情報が開示された場合、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

3 結論

以上のことから、本件不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分は開示し、その余の部分は、法14条7号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 平成29年3月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部（本件不開示部分）を法14条7号柱書き及びイに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、別紙2に掲げる部分を開示するとしているが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしている。

なお、諮問庁が別紙2に掲げる部分を開示するとしていることについて、当審査会事務局職員をして諮問庁にその趣旨を確認させたところ、原処分においては、諮問庁がこれまで同種の保有個人情報について法14条7号

イに該当するとして不開示とすべきであるとしてきた部分が開示されていることから、本件に限っては、当該部分の情報が既に開示されていることを前提に不開示情報該当性を判断することとし、その結果、不開示部分のうち別紙2に掲げる部分について新たに開示すべきであると判断したとのことであった。当審査会において類似する諮問事件の先例答申（平成28年度（行個）答申第53号等）における不開示情報該当性の判断を確認したところ、原処分における開示部分及び別紙2に掲げる部分には、本来不開示とすべき情報が含まれている旨の諮問庁の上記説明は首肯できる。

本来、法14条各号の不開示情報に該当する情報については、法16条の裁量的開示をする場合を除き不開示とすべきであるが、いずれにしても、諮問庁が新たに開示するとしている部分は諮問の範囲外と解されるので、当審査会としては、当該部分については判断をしない。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人に対する税務調査（以下「本件税務調査」という。）に関するものであり、254枚の文書で構成され、その内訳はおおむね、本件調査で国税当局が取得・作成等した文書、本件調査の経過状況に関する文書、本件調査の検討、審議及び決議に関する文書、国税当局の内部管理文書等であるものと認められる。

(2) 別紙2に掲げる部分を除く別紙1の番号1ないし5及び7ないし12に掲げる部分について

当該不開示部分には、本件税務調査の選定理由や着眼点、調査方法や調査内容等、国税当局が取得・作成等した情報、国税当局が有する審査請求人の管理に関する情報等が記載されていることが認められる。

ア 別紙3の番号1に掲げる部分について

当該不開示部分の内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、法令等の規定に基づき国税当局に提出等された審査請求人に係る各種の調書や資料に関する情報であり、当該部分は、これが記載された文書の様式部分に該当するもので、当該文書の様式の開示請求があった場合には、これを開示しているとのことであった。

当審査会において見分したところ、当該不開示部分は、諮問庁の上記説明のとおり、様式部分にすぎないと認められ、これを開示しても、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イには該当しないから開示すべきである。

イ 別紙3の番号2に掲げる部分について

当審査会において見分したところ、当該不開示部分は、国税当局が本件税務調査の過程で収集した資料であることが認められる。

当該不開示部分の具体的な不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該不開示部分を開示した場合、審査請求人が保有する情報や本件税務調査の過程で知り得た情報と組み合わせることにより、審査請求人について、国税当局が把握している情報の内容や管理の濃淡を推察されるおそれがあり、その結果、審査請求人が、今後の税務調査の対策として税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある旨説明する。

しかしながら、別紙3の番号2に掲げる部分の内容は、その性質上、審査請求人において当然承知しているものと認められる。

この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、国税当局が行う税務調査一般において当該資料の収集を実施することについての税務調査手続上の定め等があるものではないとのことであった。しかし、当該資料の収集の有無は、審査請求人を含む一般の納税者において、国税当局が行う税務調査の検討項目として通常知り得る情報とはいえないとしても、当該資料の性質に照らせば、本件において、これを開示しても、諮問庁が説明するような、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとまではいえない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号イには該当しないから開示すべきである。

ウ 上記ア及びイを除く部分について

当該不開示部分には、本件税務調査の選定理由や着眼点、検討項目、調査方法や調査内容、国税当局が本件税務調査において取得・作成等した情報、国税当局が有する審査請求人の管理に関する情報等が記載されていることが認められる。

これらの情報は、いわゆる税務調査の手の内情報や国税当局における納税者管理等に係る情報であり、これが開示された場合、審査請求人において、自らの事業や税務申告に対する国税当局の認識の程度など、国税当局が把握する情報を知り得ることになるほか、国税当局がどのような視点等で税務調査を行っていくかなどの調査方針、

調査内容等が明らかになるものと認められる。

その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税務計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該不開示部分については、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙1の番号6に掲げる部分について

当該不開示部分には、電子申告された審査請求人の平成25年分及び平成26年分の所得税の青色決算書のデータを印刷する作業をした税務職員の職員ID情報が記載されていることが認められる。当該職員ID情報については、当審査会の先例答申（平成28年度（行個）答申第138号）において、国税情報システムの情報セキュリティを確保する上で重要な情報の一つであり、当該情報が開示された場合、同システム内に保存された情報の漏えい又は情報操作が行われる可能性は否定できないから、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められると判断しているところ、これを変更すべき事情や理由は認められないから、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別紙3に掲げる部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件不開示部分)

番号	不開示部分	不開示条項
1	1 枚目の一部	法 1 4 条 7 号イ
2	1 2 枚目の一部	
3	3 3 枚目の一部	
4	3 8 枚目の一部	
5	1 6 2 枚目ないし 1 6 5 枚目の全部	
6	1 6 6 枚目ないし 1 7 1 枚目の一部	法 1 4 条 7 号柱書き
7	1 7 4 枚目及び 1 7 5 枚目の一部	法 1 4 条 7 号イ
8	1 8 2 枚目の一部	
9	1 9 5 枚目ないし 1 9 7 枚目の全部	
1 0	2 0 8 枚目の一部	
1 1	2 3 1 枚目ないし 2 3 8 枚目の一部	
1 2	2 3 9 枚目ないし 2 4 4 枚目の全部	

別紙 2（諮問庁が開示すべきとする部分）

番号	開示すべき部分
1	1 2 枚目の「個人調査事績チェックリスト（営庶業）」のうち「連携調査」欄
2	2 3 3 枚目の「平成 2 6 年分 分析カード その 1（営庶業所得者用）」のうち上から 3 行目の「処理年月日」欄（平成 2 4 年分及び平成 2 6 年分）及び下から 4 行目の消費税の「処理年月日」欄（平成 2 6 年分）
	2 3 5 枚目の「平成 2 6 年分 分析カード その 1（営庶業所得者用）」のうち上から 3 行目の「処理年月日」欄（平成 2 4 年分及び平成 2 6 年分）及び下から 4 行目の消費税の「処理年月日」欄（平成 2 6 年分）
	2 3 8 枚目の「消費税マスターファイル照合表」のうち「課税事績」欄の「処理年月日」欄

別紙 3 (開示すべき部分)

番号	開示すべき部分
1	1 2 枚目の左から 3 列目の下から 9 行目の「*調査総日数」の 1 行下の行及び 2 行ないし 8 行下の項目名称
2	1 6 2 枚目の全部